

東京税財政研究センター 会報 NO.103

2018.4.1
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

4/18(水)第58回「公開講座」

税制改正、事業承継、来署、依頼、照会文書、どれも実務直結

春の「公開講座」が4月18日(水)午後1時から、お茶の水・全労連会館で開催されます。確定申告期が終わり、税務行政は一気に調査事務にシフトされます。

今回の課題は3つです。1つ目は平成30年度税制改正、とりわけ「取りやすいところから取る」増税のための改正がくっきりと表れた「所得税」を中心に、その問題点、税務実務への影響などを報告します。2つ目は近年注目が高まっている「事業承継問題」、これにかかる税制の改正と、様々な手続きが必要とされる実務上の問題などを解明します。3つ目は、税務署から送られてくる各種の照会文書、来署案内等、提出が義務付けられる法定資料、任意提出資料などの取り扱い、実務的な対処法。確定申告後一斉に始まる「事後処理」、調査の一方法として税務署がその数を増やしている「呼び出し調査」への対応などにも触れ、どう対応するかは税理士、業者に直結した課題です。

資料の別売りもあります。1部2,500円

センターでは、これまで会場での資料の販売を行っていましたが、前回の「公開講座」からご都合により参加できない会員や事務所職員、業者などへ、あらかじめの申し込みによる販売も行っています。是非ご利用ください。別途郵送(送料申込者負担)にてお送りします。

税制・税務行政の研究・監視はますます重要

年明けから日本中を揺るがす大問題となっている「森友」問題。政府が提出した偽文書で、政府がうその答弁を繰り返した問題。国民の行政に対する監視の必要性を示しています。税制、税務行政に研究を続けてきた東京税財政研究センターの役割が一層大事になってきました。皆さんの参加で第58回「公開講座」

を成功させましょう。

日 時 2018年4月18日 午後1時~5時

会 場 下図参照

参加費 5,000円(会員、会員関係者3,000円)

ただし、資料代込み

別売り資料代 2,500円(送料別)

参加、資料申し込み締め切り 4月10日



トルコ・カッパドキア

調査及び行政指導の根拠について

昨年11月に開催した個人課税部会の定例研究会で、税務調査及び行政指導に関する法的根拠、実務指針等について整理が行われたので、参考資料としての一部をご紹介します。

1 調査通知と事前通知への対応

▼調査通知と事前通知とは違う

- ・事前通知の規定(11項目の通知をあらかじめ行う)
国税通則法 74条の9
国税通則法施行令 30条の4
- ・調査通知の規定
国税通則法 65～66条

「修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、……その申告に係る国税についての調査に係る第74条の9第1項第4号及び第5号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に掲げる事項その他政令で定める事項の通知(次条第6項において「調査通知」という。)がある前に行われたものであるときは、適用しない。」(同法65条5項)

《参考》調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)

2 事前通知に関する手続

(1) 事前通知の実施

納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。

この場合、事前通知に先立って、納税義務

者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。

なお、納税義務者に対して都合を聴取する際は、法第65条第5項に規定する調査通知を併せて行う。

おって、調査通知及び事前通知の実施に当たっては、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。

▼机上(呼出)調査の法的根拠や課税庁の位置づけとその対応

- ・質問検査権の規定は、国税通則法74条の2～6「国税庁等又は税關の当該職員は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、……質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。」(同法74条の2)
- ・行政指導とは?

「行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて处分に該当しないものをいう。」(行政手続法2条6号)

なお、「国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税關長、税關職員又は徵稅吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行なう者を含む。)がする处分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする处分及び行政指導」は適用除外(同法3条6号)。

なお、行政指導の一般原則は、「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」(同法32条1項)「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをし(次ページへ)

(前ページより)てはならない。」(同2項)

《参考》国税通則法第7章の2(国税の調査)関係
通達

(「調査」に該当しない行為)

1-2 当該職員が行う行為であって、次に掲げる行為のように、**特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。**また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の自主納付があった場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないことに留意する。

(1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。

イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して**当該書類の自発的な提出を要請する行為。**

ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて**修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。**

(2) 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な**基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。**

(3) 紳税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な**基礎的情報(事業活動の有無等)の自発的な提供を要請した上で、必要**

に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。

(4) 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して**源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。**

(5) 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な**基礎的情報(源泉徴収の対象となる所得の支払の有無)の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。**

《参考》調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について(事務運営指針)

第2章 基本的な事務手続及び留意事項

1 調査と行政指導の区分の明示

納税義務者等に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行う。

(注)

1 調査とは、国税(法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。)に関する法律の規定に基づき、**特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為(証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など)**をいうことに留意する(「手続通達」(平成24年9月12日付課総5-9ほか9課共同「国税通則法第7章の2(国税の調査)関係通達」(法令解釈通達)をいう。以下同じ。)1-1)。

2 当該職員が行う行為であって、**特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する(手続通達1-2)。**

(次ページへ)

(前ページより)

2 内観調査、金融機関等への事前照会や反面調査への対応

▼それぞれの法的根拠と課税庁の取扱い

- ・質問検査権に関する法令による規制との関係

事前通知前の「調査」

反面調査の根拠規定

「調査」なのか、「情報収集」なのか——どこから「調査」になるのか

《参考》調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）

3 調査時における手続

(6) 反面調査の実施

取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性と反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。

(注) 反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。

《税務運営方針（昭和51年版）》

第二各論 1 直税関係

ハ 調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利害の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

なお、納税者との接触に当たっては、納税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするために、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

《参考》国税庁長官通達「金融機関の預貯金等の調査について」（昭和26年10月16日直所1

—117 国税庁長官通達各國税局宛）

金融機関の預貯金等に対して所得税法第63条、法人税法第46条、その他国税に関する

る法令に規定する質問検査権に基いて行う調査については、昭和25年4月3日付直所3-32通達「預貯金等の調査について」をもってその取扱方針を指示したのであるが、右通達の趣旨の徹底を欠き預金者を不必要に刺激した向もあるように思われるところ、同通達中の「直接金融機関について調査を行わなければその者について適正な課税又は滞納処分等ができ難いと認められる場合」とは、国税监察官等が裁判官の令状により行う調査の場合を除く外次に掲げるような場合であることに留意し、今後の調査に当たり遺憾なきを期せられたい。

なお、預貯金の増強がいよいよ重要であることにかんがみ、普遍的に個人別の預貯金の調査を行うようなことは、これを避けると共に、通達の運用につき慎重を期するため、今後預貯金等の調査を行う場合においては、税務署長（国税庁又は国税局の職員の行う調査については国税庁長官若しくは国税局長又は税務署長）の証印のある書面を調査先の金融機関に呈示するものとする。

1. 犯則事件の調査上必要のある場合
2. 租税滞納の場合において処分上必要のある場合
3. 相続税、富裕税等の課税に関して、調査時の預金残高を確認する等のため必要がある場合
4. 租税の物納若しくは延納又は徴収猶予の申請があった場合において、その許否を決定するため必要がある場合
5. 所得税又は法人税の課税標準の調査に当たり、所得金額の計算につき必要な帳簿書類がないか、若しくは不備な場合又は帳簿書類がある場合においてもその真実性を疑うに足りる相当の事由がある場合において、その者の業種、事業規模等から見て通常銀行取引があると認められ又は銀行取引のあることを推定するに足りる相当の事由があり、且つ、その銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合
6. 所得税法等の規定により金融機関が徴収すべき所得税又は提出すべき支払調書等につき監査上特に必要がある場合（次頁へ）

(前ページより)

▼実地調査時の対応の仕方 (略)

3 無予告現況調査への対応

▼法律的根拠と課税庁の取扱いの根拠

第 74 条の 10 (事前通知を要しない場合) 前条 第 1 項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第 3 項第 1 号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第 1 項の規定による通知を要しない。

《参考》国税通則法第 7 章の 2 (国税の調査) 関係

通達の制定について (法令解釈通達)

4-7 「その営む事業内容に関する情報」の範囲等

法第 74 条の 10 に規定する「その営む事業内容に関する情報」には、事業の規模又は取引内容若しくは決済手段などの具体的な営業形態も含まれるが、単に不特定多数の取引先との間において現金決済による取引をしているということのみをもって事前通知を要しない場合に該当するとはいえないことに留意する。

4-8 「違法又は不当な行為」の範囲) (略)

4-9 「違法又は不当な行為を容易にし、(略)

4-10 「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の
例示) 法第 74 条の 10 に規定する「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の (1) から (3) までに掲げるような場合をいう。

(1) 事前通知をすることにより、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。

(2) 事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。

(3) (略)

《参考》調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について (事務運営指針)

2 事前通知に関する手続

(3) 事前通知を行わない場合の手続

実地の調査を行う場合において、納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁、国税局又は税務署がその時点で保有する情報に鑑み、
① 違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ

② その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、事前通知を行わないものとする。

この場合、事前通知を行わないことについては、法令及び手続通達に基づき、個々の事案の事実関係に即してその適法性を適切に判断する (手続通達 4-7、4-8、4-9、4-10)。

(注)

1 複数の納税義務者に対して同時に調査を行う場合においても、事前通知を行わないことについては、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。

2 事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査を行う旨」、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」、「調査対象者の氏名又は名称及び住所又は居所」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項(調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間等)以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われこととなつた場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意する。

なお、税務代理人がある場合は、当該税務代理人に対しても、臨場後速やかにこれらの事項を通知することに留意する。

▼初動調査における納税者や代理人の対応の仕方
(略)

▼事前通知への対応…特に調査日の確定 (略)

▼無予告現況調査実施理由の説明要求 (略)

センター活動日誌

- 1/18 全経済特許庁支部
1/24 東京税理士会玉川支部
1/25 全経済特許庁支部
1/24 福島民商
1/27~28 神奈川土建
1/28 千葉土建
1/29 玉川民商
2/1 朝鮮商工会
2/1 全経済特許庁支部
2/2 東京新聞
2/4 建設横浜保土谷支部
2/7 国分寺年金者組合
2/9 世田谷重税反対集会
2/16 横浜建職
2/20 湘南建築組合
2/26 「税制研究」NO.73
3/1 ときがわ商工会
3/7 ときがわ商工会
3/12 ときがわ商工会
3/12 町田税民協
3/13 所沢 3.13 重税反対集会
3/22 第4回三役会議
3/26 全国商工新聞
3/27 埼玉新人会
3/28 第4回理事會

新入会員紹介

◎ 孔 遙佳

〈事務所〉

〒210-0015 川崎市川崎区南町 11-11

ラベル川崎 302

TEL 044-210-1208 FAX 044-223-3780

研究部会予定

〈権利研究部会〉

4月7日(土) PM1:30~

- ・森林環境税—譲与税—、国際観光旅客税
- ・地方税体系の再構築に関して
- ・マイナンバー制度の到達点と問題点

〈個人課税部会〉

4月11日(水) PM6:00~

6月13日(水) PM6:00~

〈法人課税部会〉

4月11日(水) PM6:00~

6月13日(水)

〈資産課税部会〉 6月19日(火)

〈徴収部会〉 4月16日(月)

*参加はどなたでもできます。参加費は無料です

*会場等はセンターまでお問い合わせください

ザ・コラム

すべては、昨年二月一七日の「私や妻が関与していれば、首相も国会議員も辞める」という安倍首相の国会答弁から始まる。佐川前財務省理財局長が「記憶はない、破棄した」を繰り返したのは、国会でも「忖度が行われたものであり、それを見聞した国民は、逆に「安倍夫妻が関与した」と受け止めている。近畿財務局内では、「安倍事案」と称されたのだ▲三月二七日衆参予算委員会、証人喚問の佐川前理財局長の証言は全く木で鼻をくくった国民や国会を愚弄するものであった。質問を受けると「刑事訴追の恐れがあるので答弁を差し控える」を繰り返し述べた。その回数五回。逆に見れば、五回も「証言」したことになる。だれの指示・関与か、安倍首相夫妻が絡んでいるのではないかと、国民の大多数は見ているのに答弁を控える。「実は、答弁できない事情があるんです」と「証言」しているわけだ▲しかし、「国家の行く末は双肩にある」と自負する財務省の高級官僚が時勢に流され「忖度」を行い、国会及び国民をないがしろにした罪は大きい。いついかなる場合でも毅然とし、「国民全体の奉仕者」としての態度を貫き、行政の中立性を守り、堂々と身を挺して真実を述べてほしかった。それができない背景には、二〇一四年五月に設置された内閣人事局があり、安倍内閣の究極の官僚支配機構だ。しかし三〇数年の官僚生活を終えた民間人の佐川氏はなぜ今それを恐れるのか、官邸筋からの「脅かし、横やり」でもあったのか、と思いたくなる▲権力が集中、長期になれば必ず腐敗が起こる、という。安倍政権はまさに一強のもと、長期にわたっている。即時退陣すべきだ。